

輸 入 高 圧 ガ ス 検 査

根 拠 法 令

一般則第 4 5 条第 1 項、第 3 項
 法第 2 2 条第 1 項 液石則第 4 5 条第 1 項、第 3 項
 冷凍則第 3 1 条第 1 項、第 2 項

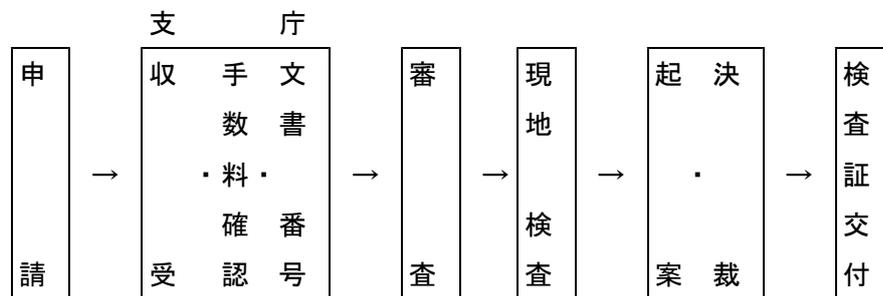
適 用

高圧ガスを輸入する場合（冷凍の場合は、冷凍能力が20トン（フルオロカーボンは50トン）以上の冷凍設備におけるガスの輸入）

適用除外

- 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
- 規則で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
 - ・不活性ガス又は空気を封入したもので、作動時のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であり、かつ、再充てんできない構造
- 公共の安全の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれのないものとして規則で定める場合
 - ・不活性ガス又は空気を封入したもので、作動時のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であり、かつ、再充てんできない構造の自動車用エアバッグ
 - ・自動車用消火器（不活性ガス）
 - ・天然ガス車用容器内の天然ガス
 - ・液化石油ガス車用容器内の液化石油ガス
 - ・航空機用の救命胴衣に使用する不活性ガス
- 高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を道に届け出た場合。

手 順



必要書類

- 1 輸入高圧ガス検査申請書（様式第 2 7） 2 通
- 2 輸入高圧ガス明細書及び添付書類（様式第 2 7 の 2） 各 2 通

審 査

申請書及び明細書の内容、添付書類について、形式的な審査を行う。

現地検査

- 1 法第22条第2項の技術上の基準（一般則第47条、液石則第46条、冷凍則第32条）に適合しているかどうか検査する。
 - ・ 内容物確認試験及び容器に関する安全度試験に合格するものであるか確認する。
（内容物については充てん証明書等、容器については容器成績書等で確認することとする。）
- 2 数量等が申請書の内容どおりか確認する。

検査証交付

- 1 検査の結果、法第22条第2項の技術上の基準に適合していると認められる場合は、「輸入高圧ガス検査合格証」を交付する。
- 2 検査不合格の場合は、廃棄等を命ずる。